

「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見募集の結果について

平成22年 2月17日
厚生労働省健康局水道課

「『水質基準に関する省令』等の一部改正案」について、平成21年10月17日から11月16日まで意見募集したところ、20件（すべて、「カドミウム及びその化合物」（以下「カドミウム」という。）に係る「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正に関するもの）の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する当省の考え方は別紙のとおりです。
御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	意見概要	件数	回答
＜カドミウムに係る水栓その他末端の給水用具の浸出液に係る基準の改正について＞			
1	<p>改定基準の適用までに猶予期間が必要。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在販売している給水栓には、新基準値を満たせない製品がある。 ● カドミウム浸出の原因は、給水栓の部品に用いられる銅合金材料中のカドミウム含有率のばらつきによると考えられるが、要因解明と改定基準値を満たす製品の供給体制構築のため、猶予期間が必要。 	1件	<p>水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値(0.0003mg/L)を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p> <p>カドミウムに係る水道水の水質基準を遵守することによって健康への影響は生じないものの、給水装置由来のカドミウム浸出濃度をより低く抑えることによって、健康への影響が生じる可能性をさらに低減することから、給水栓メーカーにおいて、猶予期間が終了する迄に改定基準値を遵守するための適切な取り組みが行われることが必要であると考えます。</p>
2	<p>改定基準の適用までに1年の猶予期間が必要。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 販売している製品について、浸出性能の基準適合性の検証が必要(現在は、測定データが存在しない)。 ● 基準不適合品から適合品への切り替えを行った場合、それまでに出荷した流通在庫が販売できなくなり、販売業者にとって負担となるとともに、需要を満たすだけの製品を供給できなくなり、市場に混乱を招く懸念がある。 	15件	<p>意見1への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに2年間の猶予を設けることとします。</p> <p>なお、猶予期間の設置は、流通在庫の販路の確保等の観点から行われるものではありません。猶予期間が終了する迄に改定基準値を遵守するための適切な取り組みが行われることが必要であると考えます。</p>

3	<p>当分の間、現行基準維持を希望。</p> <p>(理由) 給水栓の原料として使用される銅合金にはリサイクル品が使用されており、従来の基準で合金されたものが市中に出回っている。よって、材料メーカーとしては、改定基準値に適合させるため、伸銅業界や鋳物業界からカドミウム含有率の低い原料供給の要請があっても、炉前保証原料としての供給は不可能であり、需要がなくなれば、業界の死活問題となる。</p>	1 件	<p>意見 1 への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに 2 年間の猶予を設けることとします。</p>
4	<p>改定基準の適用までに周知期間が必要。</p> <p>(理由) 改定基準値に適合させるための材料は特殊な材料であり、含有量保証や製造時間の問題から、供給面で混乱の起きる可能性があるため、十分な周知期間が必要。</p>	1 件	<p>意見 1 への回答で示したとおり、水栓その他末端の給水用具のカドミウムに係る浸出性能基準に関しては、カドミウム浸出の要因解明と対応策の検討及び改定基準値を満たす給水栓の供給体制を構築するための準備期間として、改定基準の適用までに 2 年間の猶予を設けることとします。</p>
<p><カドミウムに係る末端以外の給水用具の浸出液に係る基準の改正について></p>			
5	<p>改定基準の適用までに 1 年の猶予期間が必要。</p> <p>(理由は意見 2 と同じ)</p>	2 件	<p>厚生労働省において、主な給水装置の既往製品の浸出性能試験データを取りまとめたところ、改定基準値案以下を満足することが確認されているため（平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料参照）、末端以外の給水用具に関しては、改定基準の適用までに猶予期間は設けません。</p>